

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選考するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 4 日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務の名称

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームワークショップ業務

(2) 業務の内容

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームワークショップの企画・運営
詳細は業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 業務（実施）期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 予算額 金 2,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 応募手続

(1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課

電 話 0857-26-7158 ファクシミリ 0857-26-8116

電子メール kodoku-koritsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームワークショップ業務公募型プロ

ポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等については、令和7年6月4日（水）から同月11日（水）までの間に、インターネットの鳥取県孤独・孤立対策課のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/kodoku-koritsu/>) から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和7年6月4日（水）から同月11日（水）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

（1）に同じ

（4）参加の表明

提案者は、令和7年6月11日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までに、参加申込書（様式1）及び公募型プロポーザル参加資格確認書（様式2）を（1）の場所へ持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出するものとし、持参による場合を除き、（1）の場所に事前に電話連絡すること。

なお、郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

提出された参加申込書等について、実施要綱に規定する本プロポーザルへの参加資格を審査し、その結果を同月13日（金）までに通知する。

（5）企画提案書等の提出

（4）に掲げる有効な参加申込書等を提出期限までに提出し、参加資格を有する通知を受けた提案者は、実施要領第8条に基づき、企画提案書を作成し、令和7年6月20日（金）午後5時までに持参又は郵送の方法により正本（1部）及び副本（5部）の計6部を（1）の場所へ提出するものとする。

また、企画提案書一式を文字検索が可能なPDFファイルに変換し、（1）の電子メールまで併せて提出すること。

ただし、持参による提出の場合は、同月20日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までに限り受け付けるものとし、郵送による提出の場合は同月20日（金）午後5時必着とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

（6）企画提案書等の無効

次に掲げるいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。

ア 2に掲げる参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書又は虚偽の記載がなされた企画提案書。

イ (5)に規定する有効な企画提案書が提出されなかった場合又は提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。ただし、正当な理由があると認められる場合についてはこの限りでない。

ウ 企画提案書を提出した提案者が4(3)に規定するプレゼンテーションに参加しなかった場合。

(7) 企画提案書の取扱い

企画提案書は、原則として返却しない。

なお、鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが提出者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

(8) 企画提案書等作成に関する質疑応答

企画提案書等の作成に当たり質問がある場合は、質問内容を明確にし、令和7年6月6日(金)午後5時までに(1)の電子メール(任意様式)に提出すること。当該方法以外の方法による質問の提出は受け付けない。なお、電子メールを送信する際は、件名に「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームワークショップ業務」と明記すること。

また、質問及び回答については、同月9日(月)午後5時までに提案者全員に電子メールで送信するとともに、インターネットの鳥取県孤独・孤立対策課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kodoku-koritsu/>)で掲載する。

4 審査会の設置

- (1) 企画提案書等を審査するため、「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームワークショップ業務プロポーザル審査会」(以下「審査会」という。)を設置する。
- (2) 審査会は2名以上の県職員以外の孤独・孤立対策に関する知識を有する者を含む計4名又は5名の審査委員で構成し、会長及び委員を置くものとする。
- (3) 審査に当たっては、各提案者によるプレゼンテーション(提案者との質疑応答を含む。)を実施する。
- (4) 審査会は令和7年6月下旬を予定し、開催日時、集合時間、場所等については、別途提案者に通知する。

5 評価及び選定方法

- (1) 3(5)において提出された提案書等について、書類審査、プレゼンテーション(提案者との質疑応答を含む。)により審査する。詳細はとっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームワークショップ業務評価要領(以下「評価要領」という。)による。

(2) 審査委員又はその予定者に対し、本プロポーザルに関し働きかけを行った者は失格とする。

(3) 審査結果は、提案者全員に通知するものとする。

6 契約に関する事項

鳥取県は、5(1)により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更の協議を含む。協議が不調のときは、5(1)により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。また、契約の相手方候補者が、企画提案書等の提出日までに指名停止措置を受けた場合は、当該候補者との契約を無効とし、5(1)により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

7 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として委託料限度額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団もしくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うもので

あると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

8 契約保証金

契約者は、契約保証金として委託料限度額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。

この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9 スケジュール

（１）調達公告	令和 7 年 6 月 4 日（水）
（２）質問受付期限	令和 7 年 6 月 6 日（金）
（３）企画提案書等提出期限	令和 7 年 6 月 20 日（金）
（４）審査会開催	令和 7 年 6 月下旬頃 ※予定
（５）審査結果の通知	令和 7 年 7 月上旬頃 ※予定
（６）企画提案等の協議及び見積り依頼	令和 7 年 7 月上旬頃 ※予定
（７）契約締結	令和 7 年 7 月中旬頃 ※予定

10 その他

- （１）本公告に定めるもののほか本プロポーザルの実施に際し必要な事項は、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課長が別に定める。
- （２）本プロポーザルへの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- （３）詳細は、実施要領、仕様書及び評価要領による。
- （４）仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書全体の様式を統一するため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。